

記

第1 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第312号)等の改正について

(1) 改正の趣旨

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策を目的とした国際的な要請(FATF(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための政府間機関)策定の「テロ資金供与に関する特別勧告」)を踏まえ、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、不正な資金の移動を事後的に追跡できる体制とするため、金融機関が行う現金の送金等について、送金人の本人確認等を強化するもの。

(2) 主な改正の概要

現在、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(本人確認法)及び関係法令では、金融機関に対し、預貯金口座の開設や200万円を超える大口の現金の取引等を行う場合に、顧客の本人確認を義務付けているが、今回の改正により、平成19年1月4日からは、10万円を超える現金での振込み等について、金融機関に顧客の本人確認の義務が課される。詳しくは、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>)を参照。

○金融機関において本人確認が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
口座の開設 200万円超の大口現金取引 金銭の貸借 有価証券の売買 等	現行に加え 10万円超の現金での振込み等

第2 本改正に伴う学校への影響について

(1) 10万円を超える入学金等の現金での振込みの取扱い

平成19年1月4日以降、10万円を超える入学金その他の学生生徒納付金について、金融機関の窓口で現金を持ち込んで振込みを行おうとする場合、振込みの手続きを行う者(振込名義人に代わって保護者等が行う場合にあっては、当該保護者等)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等)を提示しなければならない(ATMでは、10万円を超える現金の振込みができない)。

なお、現金ではなく、口座開設時に本人確認が済んでいる預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATMと窓口のいずれにおいても本人確認が不要である。

本改正に関する一般向けのポスター(金融庁作成)は、別添2を参照。

(2) 上記(1)の対象学校

上記(1)に関し、入学金等の現金での振込みに際して本人確認を要する対象となる学校は、次のとおりである(国及び地方公共団体への金品の納付は本人確認義務の対象とな

●お知らせ●

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う入学金等の納付手続きの取扱い等について(通知)

文部科学省

18文科総第148号  
平成18年11月1日

各国公立大学長  
各国私立高等専門学校長  
各都道府県知事殿  
各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会

文部科学省大臣官房総務課長  
前川喜平  
(印影印刷)

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う入学金等の納付手続きの取扱い等について(通知)

このたび、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第312号)等が平成18年9月22日に公布され、平成19年1月4日から施行されることとなり、当方宛てに、平成18年10月23日付け金総第2236号金融庁総務企画局企画課長通知(別添1)があったところです。

この改正に伴って、入学金等の納付手続きの際の金融機関での取扱いが下記のとおり大きく変更され、10万円を超える入学金等を現金で振込む際に本人確認書類を提示することが必要となり、本改正に関する周知が不十分な場合、学生生徒納付金の取扱い事務に混乱を生じることが予想されます。こうした事態を未然に防止するため、文部科学省としては、関係学校(国立大学(附属学校を含む)、公立大学、私立大学、国立及び私立の高等専門学校、都道府県知事所管の私立の学校、専修学校及び各種学校)の入学志願者や保護者等に対し、本改正について周知することが重要であると考えます。

関係する各大学長及び高等専門学校長にあっては、下記の事項を十分に御知の上、学生への周知及び学生の入学の手続き等の事務処理に当たって、遺漏のないよう格別の配慮をお願いするとともに、附属学校等に対してこの趣旨及び内容を周知するよう併せてお願いします。

また、各都道府県知事にあっては、所轄の各私立の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園)、専修学校及び各種学校に対し、同様の趣旨及び内容を周知するようお願いします。

さらに、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、各高等学校等の進路指導において、生徒や保護者に対して本改正に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、域内の各市区町村教育委員会等に同様の趣旨及び内容を周知するようお願いします。

別添 1

金総第2236号

平成18年10月23日

文部科学省大臣官房  
総務課長 前川 喜平 殿

金融庁総務企画局企画課長 桑原 茂裕

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第312号)及び「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(平成18年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号)の施行に向けた協力の要請について

マネー・ロンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請を受けて、標記政令及び命令が先般(9月22日)公布され、来年1月4日から施行されることとなりました。

この改正により、来年1月4日以降は、10万円を超える現金での振込みについては、金融機関等の窓口にて本人確認書類を提示したうえで振込みを行うことが必要となります(A T Mでは10万円を超える現金の振込みができなくなります)。

本改正の施行直後に入学シーズンを迎えることとなりますが、入学金等の振込みについては、10万円を超える現金での振込みを行うケースが多数生じるものと予想されます。こうした入学金等の振込みに係る金融機関等の窓口等での混乱を防止するためには、「入学金等を現金で振り込む際には本人確認書類が必要となる」旨を周知しておくことが重要です。

つきましては、貴省におかれまして、関係学校(国立大学、公立大学法人の設置する大学、私立大学、国立高等専門学校、私立高等専門学校、都道府県知事所轄の私立学校・専修学校・各種学校)への周知等に関し、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本改正の経済社会的な重要性に鑑みて、仮に本件を理由とした振込遅延が発生した場合にも、合格者の負担等に配慮して納付期限を取り扱うなど、各学校において弾力的な対応をとっていただけるよう併せて協力を要請していただくようお願いいたします。

らないため、都道府県及び市町村の設置する高等学校等は除外される。)

イ 国立学校

国立大学法人の設置する国立大学(附属学校を含む。)、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する国立高等専門学校

ロ 文部科学大臣の所轄の学校

公立大学法人の設置する大学、私立大学、私立高等専門学校

ハ 都道府県知事の所轄の学校

私立の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園)、専修学校、各種学校

### 第3 事務処理上の留意事項について

#### (1) 入学志願者及び保護者等への周知

上記第2(2)の関係学校においては、以下の点を参考にしつつ、入学志願者及び保護者等への本改正に関する周知に係る措置を適切に講じるよう努めること。

イ 今後公表する募集要項や入学に要する諸手続きを記載する書類中に、「入学金等について、「金融機関の窓口で10万円を超える現金での振込みを行う場合、振込みを行う者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等)を提示しなければならない」旨を分かりやすく明記する。

ロ 合格通知その他入学手続き書類とともに、金融機関における10万円を超える現金での入学金等の納付手続きに当たって、本人確認書類を持参して提示しなければならない旨を周知する書類を入学志願者に交付する。周知文の例(金融庁作成)は、別添3を参照。

ハ 各学校の運営するホームページにおいて、入学者の選抜の方法、学力検査の日程その他の入学志願者に向けた情報とともに、本改正の概要や入学金等の振込みの際の注意点を掲載する。

ニ 各学校が実施する学力検査や面接等の試験場において、試験の終了後、監督者等から入学金等の振込みの際の注意点を伝える。

#### (2) その他

上記第2(2)の関係学校においては、以下のような取組みを検討することにより、学生生徒納付金の取扱事務に混乱を生じないよう努めること。

イ 各学校に所属する教職員に対し、本改正の内容を十分に周知し、関係者が一体となって適切な対応をとることができる体制を整える。

ロ 仮に本改正の不知を理由とした振込みの遅延が発生した場合には、合格者の負担等に配慮して納付期限を取扱う等、弾力的な対応について検討する。

<本件連絡先>

文部科学省大臣官房総務課法令審議室 担当 相原・菅野  
TEL: 5253-4111(内線2175) FAX: 6734-3590

受験生・保護者の皆様へ

## 入学金・授業料などの振込みにあたって

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！  
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正\*により、金融機関において10万円を超える現金\*\*の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります (ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)。
- 10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、**振込みの手続を行う方の本人確認書類** (運転免許証、健康保険証、パスポートなど) をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

※ マネー・ロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

※※ 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。)

\*本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。

\*保護者の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(入学金・授業料などであること)をお尋ねすることがあります。

\*詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>



〇〇〇 (学校名)

## 本人確認にご協力ください！

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

### ● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

### ● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続が済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法(\*)により求められることとなります。

\*金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律  
詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

### ○ 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など  
法人の場合：登記事項証明書など

### ○ 本人確認書類の提示が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預貯金口座の開設</li> <li>・ 200万円を超える大口現金取引</li> <li>・ 金銭の貸借</li> <li>・ 有価証券の売買</li> <li>・ 保険契約</li> </ul>	10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加

金融庁／警察庁／総務省／法務省／財務省／厚生労働省／農林水産省／経済産業省／国土交通省